衆院厚生労働委の参考人質疑を傍聴

ケアプランえん　佐々木瑞穂

2026 年 5 月 20 日、小島美里代表理事が衆院厚生労働委員会で参考人質疑を受けた。意見を述べたのは、社会福祉法等の一部を改正する法律案の中の介護保険法改正に関する部分。私は修学旅行以来、2 度目の国会訪問で、中へ入ると警備員に「電子機器の持ち込み不可、筆記用具とノート、貴重品は持ち込み可、そのほか荷物はロッカーへ」と促され、自宅の鍵と財布だけを持って傍聴席へ。意思表示（拍手や野次など）不可、水分補給もできないまま、あたかも地蔵になったかのように約 3 時間、5人の参考人の話に耳を傾け続けた。

なかでも特に関心があったのが、「特定地域サービス」について。「中山間地域や人口減少地域において、地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供を可能にする新たなサービス類型のことを言う」とまとめられていた。人員配置基準の緩和や報酬の仕組み変更などが、主な変更点。管理者や夜勤要員の人員配置基準を緩和し、人員不足の地域でも事業が継続できるようにする、出来高払いのほか月額定額報酬を選ぶことができるなど、一見よさそうな感じもする。だが、ほんとにこれで何とかなるのだろうか。小島代表によると「要介護者の権利である介護保険によるサービス給付を無視し、保険者（市町村）の裁量で決められる『事業』として扱われる。社会保険の原則を破壊している」と。私も深く頷いた。40 歳以上になれば介護保険料の納付義務が発生し、どの地域に住んでいても「当たり前」に介護サービスを受けられるはずの仕組みが、住んでいる地域によってサービスの質に差が生じる。

この改正で真っ先に浮かんだのは故郷で暮らす家族のこと。すでに介護サービスを利用している祖母はさておき、まだ若い両親が心配になった。故郷の自治体の HP を検索すると、訪問介護事業所は現在 6 つ。その中でも、距離的に我が家まで訪問可能な事業所は 3～4 ヶ所で、事業所運営が立ち行かず閉鎖してしまったら、両親が自宅での最期を希望しても叶えることができない。病院や施設も少ない地域で、自宅にも居られないとなると、どこで生活を継続し、最期を迎えれば良いのだろうか。住み慣れた地域で暮らし続けることは、実現の難しい「夢」となってしまうのだろうか。私の故郷のみならず、日本全国の中山間地域、人口減少地域では一様に言える。都市部まで及ぶのは時間の問題だろう。



これらの法律案は、たった 3 日後に衆議院を通過し、その後参議院でも数時間の審議で可決された。参考人たちの意見がどの程度反映されたか分からないが、小島代表は「今回の発言は全て国会議事録に残る。結果が変わらなくても、発言し続けることが大事」とも。自分の家族や将来の自分が困らないよう、いまは上手な発言ができなくとも、まずは現状を知り、問題への理解を深めるところから始めたい。